

# 長期継続契約に関する条例

平成 18 年 7 月 3 日

条例第 3 号

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定により長期継続契約を締結できる契約について定めるものとする。

## (契約の種類)

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) パーソナルコンピューター、複写機等の O A 機器、自動車又は機械設備等の物品の借入れに関する契約
- (2) ごみ処理施設の運転管理に関する役務の提供に係る契約
- (3) 機械警備、保守点検等施設の維持管理に関する役務の提供に係る契約
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、これらに類するものとして長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼすと認められる契約

## (その他)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。